

認知症所在不明者の搜索手順(昼間用)

※夜間の場合はすぐに警察へ相談しましょう！

所在不明に気づいたら

- ・気づいた家族が、様式3により近隣の親族や近隣(区長など)に連絡
- ・家族や近隣の親族や近隣の人と搜索
- ・様式1: 心身の状況と連絡体制の確認
- ・様式2: 心身の状況(FAX/コピー用)の確認と当日の情報記入
- ・居宅周辺地図(担当エリアマップ)を作成した場合は、確認

一次搜索

目安30分

※見つからない場合二次搜索へ

- ・様式3による関係者へ連絡、搜索協力者の参集、様式2の追加修正
- ・エリアマップ(作成した場合)に基づき、本人の行きそうな場所、周辺の搜索
- ・ケアマネージャーは本人宅で支援、担当包括・福祉事務所は連絡調整役
- ・警察署(地域課または交番)へ第1報。周辺をパトロールしてもらう。

二次搜索

目安60分

※家族・関係者にて三次搜索への判断

- ### 市役所
- ・環境生活課は、情報確認し、福祉事務所と総務課へ連絡。安心メール配信。
 - ・総務課は、広報無線にて情報発信。
 - ・福祉事務所は、庁内関係課および「高齢者等見守りネットワーク」へ周知。

- ### 警察署
- ・警察署(生活安全課)へ家人や親族が、搜索願の届け出をする。(様式1, 2を活用)
 - ・警察署は市役所環境生活課へ連絡。広報無線、安心メール配信を依頼。

- ### 消防署
- ・消防署へ家族または警察署から搜索依頼
 - ・消防署から消防団へ依頼(必要に応じ)

※消防の搜索は72時間

- 高齢者等見守りネットワーク事業者
- 庁内LANでの周知
(必要に応じ)

- 広報無線で周知
- 安心メール配信

- 警察署のSOSネットワーク協力店

三次搜索

※様式1~3 は、福祉事務所高齢係で準備します。

発見・保護

緊急対応

- 医療機関・施設・自宅

発見機関(警察署・消防署・福祉事務所)より関係機関に報告

個人情報の回収またはシュレッダーなどで廃棄・連絡